

責任投資に関する基本方針

住友生命（以下、当社）は「社会公共の福祉への貢献」を存在意義（パーパス）に掲げ、資産運用を含む事業活動を通じて「なくてはならない」生命保険会社の実現を目指しています。本方針は、機関投資家として取り組む責任投資について、当社の考え方等を示すものです。

1. 責任投資の基本的考え方

- ・当社は、将来にわたって保険金等を確実にかつ迅速にお支払いするために、中長期的に安定した有利な資産運用に取り組んでおり、その実現に向けては、持続可能な社会の存在が極めて重要であると考えます。
- ・また、責任ある機関投資家として社会課題の解決に貢献することは、お客さまを含む社会への責任であり、社会課題のもたらすリスクを軽減し、機会を捉えることを通じて、運用収益の向上に資すると考えます。
- ・そのため、持続可能な社会の実現への貢献と、中長期の安定的な運用収益の確保の両立を目指し、中長期的な持続可能性（サステナビリティ）を考慮した資産運用（責任投資）をすべての運用資産において、積極的に推進していきます。

2. 責任投資の基本的な取組み

a. ESG 投融資

- ・すべての運用資産の投融資判断等において、各資産の特性を踏まえ、ESG 要素を体系的に考慮していきます。また、収益性の確保に加え、社会課題解決に向けてネガティブなインパクトを抑制しつつ、ポジティブなインパクトの創出を企図する投融資に積極的に取り組んでいきます。なお、社会・環境に対し、深刻な負の影響を及ぼす投融資は行いません。

b. スチュワードシップ活動（対話および議決権行使）

- ・投資先企業の状況を的確に把握し、認識の共有を図るとともに、適切な情報開示および取組みの改善を働きかけ、中長期的な企業価値向上や持続的成長を促していきます。
- ※「日本版スチュワードシップ・コード各原則への対応」については別紙を参照。

c. 情報開示

- ・責任投資に係る取組み状況については、当社のホームページ等を通じ、積極的に開示し、定期的に更新していきます。

d. 人材育成・能力向上

- ・「責任投資委員会」を始めとした組織・会議体など必要な体制を構築するとともに、必要な能力・知識を有した人材育成に取り組むことで、責任投資活動のレベルアップを目指し

ます。

e. ステークホルダーとの連携

- ・国際的に重要なESG課題については、より実効性を高める観点から、内外のイニシアティブ加盟等を通じて、他機関投資家等と協働してまいります。また、各種会合等に積極的に参加すること等を通じて、責任投資の普及活動にも努めていきます。

3. ESG課題への対応

a. 環境面の課題

- ・持続可能な社会の実現に向け、社会の脱炭素化は不可欠であることから、当社は2050年カーボンニュートラルの実現を目指しています。機関投資家の立場からは、主に対話とファイナンスを通じて、投融資先企業の脱炭素化に向けた取組みを支援していきます。また、生物多様性等の環境問題についても取り組んでいきます。
- ・対話活動においては、国際的な動向を踏まえ、投融資先企業に対して、各企業のリスクと課題に応じて、温室効果ガス（GHG）排出量削減目標の策定とその遂行を促していきます。
- ・ファイナンスについては、脱炭素社会実現に向け、多額の資金が必要となることから、当社の使命かつ重要な投資機会であると捉え、一定の運用収益の確保を前提に、グリーンファイナンスやトランジションファイナンス等に積極的に取り組んでいきます。
- ・特にトランジションファイナンスについては、GHG多排出企業へのファイナンスとなるため、一時的に当社資産ポートフォリオの排出量増加に繋がる可能性があります。中長期的には投融資先の排出量削減努力によって減少に資するため、積極的に取り組んでいきます。

b. 社会面の課題

- ・サプライチェーンマネジメント、人権問題対策や、人的資本経営（ダイバーシティ・インクルージョン等を含む）の推進等、社会課題の解決に向けた取組みは、事業リスクの抑制だけでなく、事業機会の確保、更には持続可能な社会の実現に繋がるものであり、責任投資活動においても、積極的に取り組んでいきます。
- ・特に人権については、「住友生命グループ人権方針」等に沿って、投融資先企業も含め、人権尊重を推進していきます。

c. ガバナンス面の課題

- ・環境面や社会面を含めた中長期的な企業価値向上に向けた課題の解決を行っていくうえで、健全なガバナンス体制の構築は前提となるものです。そのため、投融資先企業の状

況を踏まえ、形式面の整備にとどまらず、実効性向上に向けた取組みの推進を重視して
いきます。

別紙 日本版スチュワードシップ・コード各原則への対応

住友生命は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れたうえで、以下の通り、スチュワードシップ責任を果たす活動（スチュワードシップ活動）に積極的に取り組んでいきます。

スチュワードシップ・コード 原則 1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ・当社は、お客さまから大切な保険料をお預かりして資産運用を行っており(※)、「責任投資に関する基本方針」を公表のうえ、当該活動を通じて、その責任を果たしてまいります。

(※)特別勘定においては、スチュワードシップ・コードへの対応も参考に助言会社を選定し、投資助言を受けて運用を行っています。

スチュワードシップ・コード 原則 2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ・当社は、お客さまの利益保護を図るため、保険業法および金融商品取引法に基づき、「利益相反管理方針」等の諸規定を定めており、利益相反管理に関する法令等およびこれらの規定を遵守してスチュワードシップ活動を行っています。
- ・議決権行使においては、外部有識者を交えた透明性の高い運営体制を構築しています。具体的には、コンプライアンス統括部が、議決権行使における利益相反管理の観点からモニタリングを実施の上、構成員の過半を外部有識者が占める「責任投資委員会」にて、運用部門が行う議決権行使のうち、例えば、以下の類型のように利益相反が疑われる企業の議案について、賛否の妥当性について審議しています。加えて、賛否判断に関し新たな論点が含まれる議案、社会的に大きな注目を集めている企業の議案等、議決権行使の妥当性の確認を要すると考えられる議案につきましても審議しています。

<「責任投資委員会」でチェックする企業の主な類型>

- ✓ 保険取引の量が多い企業
- ✓ 年金の受託が多い企業
- ✓ 融資が多い企業 等

スチュワードシップ・コード 原則 3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- ・当社は、スチュワードシップ活動（対話および議決権行使）に際し、企業担当アナリストは、担当する運用資産独自の視点も踏まえつつ、投資先企業の業績・財務状況、資本政策、利益還元姿勢、サステナビリティへの取組み等の幅広い視点から投資先企業の状況を調査・分析して臨みます。また、対話の実施後には、投資先企業と意見交換した内容等を活用することで、よりの確な企業分析に努めるとともに、投資行動に繋げています。

スチュワードシップ・コード 原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- ・当社は、投資先企業の調査・分析を通じて認識した課題等について、スチュワードシップ活動を通じ、投資先企業との認識の共有を図っています。
- ・企業の課題や解決策は規模、成長ステージ等により様々であることから、企業の理念・沿革を踏まえつつ、機関投資家としての問題意識や要望をお伝えすることで、課題の改善を働きかけています。また、SDGs課題の解決に向けた各企業独自の取組みについても、中長期的な企業価値向上に結び付くよう取組みを後押ししています。
- ・当社は、企業価値向上や持続的成長等を促す観点から対話先を選定し、課題解決をテーマとして対話しています。また、対話先については、課題の大きさ（GHG排出量を含む）や、保有額、前対話の内容等を踏まえ、実効性の視点を重視して、選定しています。
- ・対話を通じても投資先企業の取組みに改善が見られない場合、継続的に対話を実施していきますが、状況に応じて議決権行使における反対や株式の売却等も選択肢として検討します。
- ・上記エンゲージメントは原則として単独で行いますが、課題等の改善をより強く促す観点から、他の投資家等との協働エンゲージメントにも取り組んでおり、さらに推進していきます。
- ・なお、対話に際しては、未公表の重要事実の取得予防に細心の注意を払っていますが、万が一インサイダー情報を取得した場合には社内規定に則って適切に対応します。

スチュワードシップ・コード 原則5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- ・当社は、「議決権行使ガイドライン」を定め、投資先企業との対話内容や課題への取り組み状況等を踏まえた上で、議決権行使の賛否を判断しています。具体的には、投資先企業の業績・財務状況、資本政策、法令遵守体制、利益還元姿勢、サステナビリティへの取り組み等の観点からガイドラインに従って個別検討が必要な議案を選別し、慎重な判断を行っています。
 - ・当社は、議決権行使も投資先企業の持続的な成長等を促す重要な手段であると認識しており、議案賛否の個別検討を行う際は、形式的な判断にとどまらず、投資先企業に課題への対応に関するヒアリングを行い、併せて当社の考え方や問題意識を伝える対話を実施することで、投資先企業の持続的成長を促しています。
 - ・議決権の行使結果は、議案の主な種類ごとに行使結果を集計した表、企業毎・議案毎の行使結果および事例を公表しています。また透明性を高め、当社の考え方をご説明するために、議決権行使で反対となった議案の理由のほか、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については賛成の理由を公表しています。今後も、開示の充実を進め、透明性の向上に努めます。
- ※当社は貸株を行うことがあります。貸株取引が投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ場合は、必要に応じて株式の返還を求めます。

スチュワードシップ・コード 原則6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- ・当社は、スチュワードシップ活動に関する報告として、投資先企業との対話の事例および議決権行使結果等を、「責任投資活動報告書」としてホームページへ掲載し、定期的に更新します。
- ・また、「議決権行使ガイドライン」や「議決権行使の個別開示」もホームページに掲載し、定期的に更新しています。当社はこれらの開示を通して、スチュワードシップ活動や議決権行使の透明性を確保しています。

スチュワードシップ・コード 原則7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- ・当社は、投資先企業の財務情報に加え、サステナビリティを含む非財務情報を考慮のうえ、スチュワードシップ活動を適切に実施すべく、社内体制の構築・整備および人材育成に取り組んでいます。また、当該活動の年度計画の策定および振返りについては、取締役等への報告や「責任投資委員会」での助言等も踏まえて適切にPDCAサイクルを回すことで、スチュワードシップ活動の改善に取り組んでいます。
- ・スチュワードシップ活動の改善に向けて、スチュワードシップ・コード各原則の実施状況について自己評価を実施しており、その結果は「責任投資活動報告書」にて公表しています。

以上